

「訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン」の届出について

- 1 届出基準：訪問介護の生活援助中心型サービスであり、1か月当たりで以下の回数以上

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

- 2 届出期限：ケアプランを交付（作成・変更）した月の翌月末日まで
（例）令和 8 年 5 月に利用者の同意を得たケアプランを交付した場合
→令和 8 年 6 月末日までに届出

- 3 提出書類
- ① 訪問回数（生活援助中心型サービス）の多いケアプラン届出書
 - ② フェイスシート
 - ③ アセスメントシート
 - ④ 居宅サービス計画書（1）（2）
 - ⑤ 週間サービス計画表
 - ⑥ サービス担当者会議の要点
 - ⑦ 居宅介護支援経過とモニタリングの内容が分かる書類
 - ⑧ サービス利用票・別表（当該月のサービス提供分）
 - ⑨ 訪問介護等計画書
 - ⑩ 課題整理総括表

- 4 提出場所：彦根市高齢福祉推進課 介護保険係
（〒522-0041 彦根市平田町 670 番地 彦根市福祉センター1 階）
受付時間：9 時から 16 時 45 分まで

- 5 その他：提出されたケアプランについては、保険者にて検討し、原則 2 週間以内に検討結果を介護支援専門員等に通知します。利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、介護支援専門員の視点だけではなく、多職種協働による検討を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものです。
また、検討の場には介護支援専門員の出席を求めますので、日程調整等ご協力ください。

問合せ先
彦根市高齢福祉推進課介護保険係
電 話：0749-23-9660
メール：kourei@ma.city.hikone.shiga.jp